

## 第 1 3 回臨時委員会会議録

- 委員長 ) 日程第 1 開会宣言
- 委員長 ) 日程第 2 会議成立の宣言
- 委員長 ) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (福岡委員)
- 委員長 ) それでは、日程第 4 の審議に入ります。

ここでお諮りいたします。

第 1 6 議案から第 1 9 議案までの計 4 件の議案については、1 2 月議会に上程される議案の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思いますが御異議ございませんか。

<異議なしの声>

異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから非公開で審議いたしますので、関係者以外は退席願います。

<非公開会議>

- 委員長 ) 第 1 6 号議案「海浜公園水泳プールの指定管理者の指定について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) <議案資料に基づき概略説明>

- 委員長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員) よろしいですか。この件については議案説明資料の差替えがありました。選考委員会のほうで間違った計算に基づいて決議がされたということではないのですね。

スポーツ推進課長) はい。実を申しますと、選考委員会の中で、採点の集計のときに同時進行でパソコンを持ち込んで集計するわけですが、お一人の委員の方が、配点を勘違いされておりました。それ

は集計時に気がつきました。すぐに選考委員会のなかでは修正したのですが、このたび、教育委員の皆様は資料を事前送付する際に、誤って古いデータを出力して議案説明資料につけて送付してしまったという経緯でございます。

木村委員) 前に送付された差替え前の資料と比べると、要は、安全への取り組みのところの集計が違うということですね。

スポーツ推進課長) はい、そうです。

木村委員) 各者のそれぞれウの欄のところは違っているのですか。

スポーツ推進課長) そうでございます。

木村委員) 8点ずつぐらい違うのですか。

スポーツ推進課長) 勘違いをされていて、30点満点の配分で点数をつけられたということで選考委員会の中ですぐ申し出があって、データはその場で入れ直させていただいたのですが。

木村委員) その場で気づいて訂正はされているのですね。

スポーツ推進課長) はい。

木村委員) 結果論としては、全体的に少しスライドしただけだから審議への影響は、結果としてはなかったということなのでしょうけれども。

スポーツ推進課長) はい。これで指定候補者が入れかわるということはありませんから。

木村委員) その経緯は皆さん、委員の方は御存じで、結論としては変えないということで、そこは了解をとれておられるわけですね。

スポーツ推進課長) はい。了解いただいています。

木村委員) それはいいと思うのですが、スケジュール的に、1日で審

議をして、そこで全部を決めてしまうというのは結構きつい  
というか、計3回の審議では結構タイトと思いますね。

スポーツ推進課長) そうですね。日程的にはタイトな日程でやっていると思  
います。これが、本来あるべき姿かどうかいうことは、私も思  
いますが、市の施設の中で指定管理の公募というのは11施  
設ありまして、5名の選定委員のうち3名が固定メンバーで  
すので、日程調整も大変であるにもかかわらず書類等の審査  
には海浜公園プールの書類も委員さんは別に時間をとって詳  
しく見られておりますし、担当課のほうでも、見ていただく  
時間帯については、時間外であっても、どの時間であっても  
配慮させていただくなどしております。

木村委員) 少なくともその日に点数をそれぞれつけていただいて、エ  
クセルですぐ集計をして、それでやるという形なのですね。  
1日でするのは別に構わないと思いますけれども、運営の仕  
方で、やはりどこかできちんとチェックするとか、最終審議  
をしてもらうまでの間の取り方とか、それをもっと考えてい  
ただかないといけませんね。今回は結果としては事なきを得  
ましたけれど、リスクが顕在化していますよね。そのあたり  
は審議の運営のあり方を次年度工夫されたほうがよいですね。  
危ないと思います。

スポーツ推進課長) はい。提案がありましたのは、プレゼンテーションでも、  
今はパワーポイントを使っていろいろとやられているのが主  
流だと思いますけれども、今回、芦屋市の選定委員会の中で  
は全て紙ベースでされる中でのプレゼンテーションがあった  
ものですから。プレゼンテーションといいましてもプロのよ

うな方が来られてというものもありますので、この辺は少し一線を引いたようですが、次の選定の機会のときには、そういうプレゼンテーションもパワーポイントを使ってと考えています。やはり目で画像を見るのとでは、話し方も得手不得手の方もいらっしゃるでしょうけれど、この6団体についてはそれぞれ時間をオーバーすることなく、範囲の中できちんと説明をされておりました。

木村委員) 私はパワーポイントを使いながらやっていただいたほうが理解がしやすいと思います。そのときは必ず、パワーポイントで表示したものは紙ベースでもいただかないと後で見直すということができないので、その点を気をつけていただいたら、パワーポイントでやっていただくのはいいと思いますね。

スポーツ推進課長) 次回の選定替えでは再考したいと思います。

そのほか、この選定替えで特筆しておりますのは、海浜公園については、これまでは公募で、収益施設のため利用料金制で運営されています。特に今回はプールで、薬剤も使いますので、結構傷みも激しいというところから、改修をするため、4月、5月は改修期間ということで、期間を2カ月短くしております。ちなみに、応募の中で修繕積立金という額です。これは5年間で最低額を決めまして、そこへ幾ら積み上げるかということでそういうことも一定してもらっております。ほかの施設、駐輪場でも修繕積立金を計上しております。

委員長) ほかに何かありませんか。

この審査項目、審査基準というものは、公開されているでしょうか。

スポーツ推進課長) ここの部分ですか。

委員長) 公開されていないのでしょうか。

スポーツ推進課長) はい。

松本委員) どこをポイントで見たらいいかというものがあると、例えば1位と2位では、こういうところが違って、ここがポイントとなっているということがわかると思います。それを見つけることに苦勞して、全部は読めなかったということがあるので、責任があるのに、それを果たせていないという気がしました。もう少し早くもらえるか、そういうポイントや、解説があるといいと思います。

木村委員) 特にNASとOGSの違いをどう見ていたのか、そのあたりに絞っていただいて御説明いただけますか。

スポーツ推進課長) 最終的に候補者が決まった時点で、各委員から講評がありまして、やはりスタッフの規模もさることながら、安全への取り組み、それから、プログラムの多彩で、今以上のことをやれるかどうかということ。それが、点数を見ていただいたらおわかりのように、ほぼ全員がこのOGS・エスクューブさんを選定されているという形になっています。

2位以下については、1団体を除きまして、点数差はあるのですが、700点台のところにあります。特にやはり安全と管理運営の方針、それと修繕積立金、これはそこだけをとれば、もちろんこれが最終的に候補者が修繕積立金でも1番だったのですが、そこはウエートは置いていないと思うのです

けれど、やはり安全面を見るとプログラムのなそういうことは多彩に展開できるだろうということから、そういう意見を最後の講評でいただきました。

ポイントとしてはなかなか多彩といいますか、大きい枠での項目があるのですが、書類とプレゼンという形の中では出てこない面があります。やはり黒字が出せるという形で6つの団体が出てきたのではないかと思います。応募されたところは名前が通っているところでございました。そのため、それほど差異はなかったのかと思いますが、委員さん全員がこの候補者を高い点数で出されております。

委員 長 )        どこもほかのところでもやっておられるところなのですよ  
ね。

スポーツ推進課長)        そうですね、結構幅広くされています。今度この候補になる  
OGSさん、大阪ガスの関係ですが、工夫してされています。

委員 長 )        いかがでしょうか。そこできちんと審議していただいている  
ということ、我々は信じて考えるということが一応前提  
であるだろうと思います。

ほかに何か質疑ございますか。

教 育 長 )        事務局を預かる者として、やはりこういう得点の誤記とい  
うことはあってはならないことだと強く反省しております。  
ですから、そのときの資料等がまだあると思いますので、も  
う一度再チェックをしてください。今後、絶対にあってはな  
らないので、もう一回読み合わせをきちんとして、各選定委  
員さんが点数をつけられたものが残っていると思いますので、

そこを再チェックしてください。確認して、間違いのないということをもう一度念押ししてください。

スポーツ推進課長) はい。

木村委員) それと、この市長宛の報告についても差替えをしておられるので、そのときにどのように委員の方に説明をして、それぞれの方がどのようにして御了解いただいたかということはきちんと残しておかないといけませんね。そのところが一番大切かと思います。数値は少し違ったけれども、その結論は変えませんよということを委員の皆さんがきちんと意思表示をしているかどうかという部分が大切だと思うので、そこはきちんと残しておいていただきたいと思います。

委員長) 募集要項の7ページの上から2行目の、地方自治法施行令第167条の4の規定、これはどういうことを規定しているのでしょうか。

教育長) 調べてきてください。

委員長) どういう場合がダメなのかと思って、少し気になりましたので。

この間、何かほかにありますか。

スポーツ推進課長) 選定委員会を開く施設はほとんど同じように規定しています。

木村委員) 故意に不正行為をしたとか、競争入札で不正をしたとか、そういうことをいろいろと定めています。

委員長) はい。わかりました。

木村委員) 破産者も入っていますね。破産して復権してないものとか、そういったものはダメですということですね。

委員長 )

わかりました。

ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第16号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長 )

次に、第17号議案「朝日ヶ丘公園水泳プールの指定管理者の指定について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長 )

説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員 )

結果論として、ここになるということは、それはそれでいいと思いますが、やはりプロセスの問題で、公募するか、公募しないのか、決め打ちですよね、やはり透明性を欠くとかで、いろいろと批判を受けるのではないのでしょうか。平成18年ごろはよかったのかもしれませんが、最近は割といろいろな自治体で公募でやる、公正に選定をしていくという流れがやはり強まってきていると思います。だから、今回は議会がどう言うかわかりませんが、そのあたりをそろそろ意識を変えていったほうがいいのかなと思います。

公募して、どこも応募しなかったと、この条件ではできないということで候補者がいなかったということであれば、ここでいいとは思いますが。最初から声をかけないというあり方がいかなものかと、批判がそのうち強まってくると思います

ね。何か結託しているのではないかと見られたり、そういうところは、やはり気をつけていかないといけないと思います。指定管理者選定委員会の委員の先生方も、これは非公募でいいと言われているということなのではないでしょうか。

スポーツ推進課長) 木村委員がおっしゃられたとおり、やはり透明性や公平性ということがあるので、朝日ヶ丘公園のプールとほかの施設と抱き合わせになるようなことであれば、公募でということになります。抱き合わせといいますか、プールと海浜公園プールと同じ1つの指定管理のできるのでしたらということも意見としてはありました。

木村委員) 要は指定管理者の選定委員会の先生方が非公募でいいという御意見でしたら、それはそれでいいと思うのですが、ただ、そこをきちんと確認をとったという形を残しておかないと説明に困るので、そこはきちんとやっておかないといけないと思います。議会で聞かれたときに困ると思いますね。そういう点は気をつけておいていただきたいと思います。

スポーツ推進課長) これまで非公募施設については選定委員さんの御意見を聞く場がなかったものですから、このたび、集約している行政経営課のほうでそういう機会を設けて、意見をいただくとということで開催されました。

委員長) 水練学校という名前について、古式泳法からスタートしているのでしょうか。

スポーツ推進課長) スイミングスクールではありませんが、古式泳法も教えながら水泳もやられています。

段階的に帽子にラインがあり、これがだんだんふえていって、

今度は教える立場になるという形で、子どもたちは一生懸命にしています。

委員長 ) 何年ぐらいになる組織ですか。

スポーツ推進課長) 昭和23年から、芦屋浜がまだ埋め立てもしないときからずっとやっています。歴史的には古いです。

委員長 ) 名前どおり古いのですね。はい、わかりました。実績もきちんとしているということがあるのですね。

スポーツ推進課長) そうですね。その卒業生が、今度、指導に当たったりという形で、スタッフは経験があります。

委員長 ) なるほど。

ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第17号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長 ) 次に、第18号議案「芦屋市立体育館・青少年センター並びに川西運動場、東浜公園、西浜公園及び芦屋中央公園有料公園施設の指定管理者の指定について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

教育長 ) ここで大事なのが我々教育委員会が、芦屋市体育協会をどのように評価して、それを公募でないものにしたかということ

とです。そのことをきちんとしておかないといけないと思います。体育協会が所属する22種目のスポーツ団体を、芦屋市の中でこういう体育施設を活用して円滑に進めてきたという役割を高く評価したからです。しかし、そういう時代ではなくなってきたということを、木村委員からも強く指摘があるように、ほかの団体が入ってきてできないというものではないということは、やはり肝に銘じておかなければならないと思います。

木村委員) ですから、そういう市民スポーツ団体との関連性とか、そういうことも公募の1つの審査条件にすればいいわけです。その配点はどうするのかということがありますけれど。最初からその門を閉ざしてしまうというやり方が、外から見たら癒着になるのですね。芦屋市体育協会は、22種目の市民スポーツ団体が加盟している。では、その市民スポーツ団体の人がかなり優遇されるのではないかというような問題も出てくるわけですね。これは、既得権になってしまいます。だから、非常にこのあたりは慎重に考えなくてははいけないし、しかもここの管理委託料は結構な金額ですよ。

スポーツ推進課長) そうですね。

木村委員) それから使用料金の収入が5,200万円あるのですよね。合わせて1億円近い金額になっているわけですよ。人件費も給与等で4,500万円と、かなりのことをやっているわけですから。あくまでもこれは特定非営利法人であって、市の外郭団体でも何でもないわけですから、そういうところに、ここにすると決め打ちをしてしまうということは、非常にま

ずいと思いますね。

結果論として、そうなるのは構わないけれども、一切審議をしないで、かなりのお金が動くということにさせてしまうということで、体育協会もいろいろと評判があり、批判もありますから、このままでやっていくと、やはり批判は出てくると思いますね。

先ほどの話と同じですけれども、選定委員の先生方は中立公正の立場であるから、ある意味保証があって、選定委員の先生方が、今回はそれで行きましょうとおっしゃったと言うのであれば今回に限りということで、それはいいとは思いますが。しかし、そこもきちんと記録に残しておかないとまずいですね。そのあたりはよく気をつけておく必要があると思います。次回、この5年間はこれでいくとしても、その次はこういう形は無理だと思いますね。

委員長 ) いかがでしょうか。ほかに何か御意見ございませんか。

松本委員 ) 次回は公募でということは、今回も公募であればよかったのではないかという意味合いだったのでしょうか。もう間に合わないからしょうがないという感じなのではないでしょうか。

スポーツ推進課長) これまで、市はNPO法人としての資格を取得させるにあたって、体育協会に対していろいろと後押しをしてきたところですが、体育協会と切っても切れない仕事の中身もあるのですが、団体育成という形でこういう法人格となった経緯もございまして、市の中で、今回は非公募でいくという結論が出たということです。

松本委員 ) 委員さんたちがそのようにおっしゃっているというのは、

議会に対して説得力があるのでしょうか。

教 育 長 ) 委員の皆さんがそういう公募によらなければならないのか、いや、まだこの段階ではやらなくていいと判断されることについては、1つの物差しとして、我々が判断するよりどころであります。また、よりどころとして、採用していかざるを得ないのではないかと思っています。しかし、それは我々が主体的にものを考えていくときには、やはり透明性を確保した形でないといけません。今の段階では我々は判断しかねるからどうですかとお伺いして、その専門家が言われたらそうかという形で判断しているのが現状でしょうけれども、いつまでもそういう形ではいけない。そのことを我々も強く認識して、そのあり方も今から検討していき、体育協会にもはっきりと申していかないといけないと思います。

木 村 委 員 ) その立ち上げ時からいろいろと経緯があって、体育協会に施設を使わせてあげるから、スポーツを育ててもらおうというような流れの中で、これは来ている話だと思うのですね。だから簡単に、こちらも切れないということは、それはそうなのでしょうけれども、ただ、翻って考えてみて、こういう体育施設を使うということと、それからスポーツを育てるということは別の問題で、ただ、体育協会は体育協会ですいろいろなスポーツ振興をして、施設を使いたいときは別の指定管理者がやっているところに、市に申し込んで使えばいいですよ。施設の管理権を体育協会にずっとゆだねているということの合理性についてはどうなのかということも、やはり非常に疑問に思いますよね。そこでお金がかからなければいい

のですが、かなりのお金が動いているわけですから、そのところがやはり非常に気になるところなのです。これまでの立ち上げの経緯からして、今回限りということだと思っておりますが、それもある意味、この理由書に書くかどうかは別にしても、聞かれたときはきちんと説明ができるようにしておかないとまずいと思いますね。

委員長 ) 前の議案とも絡んで大変重要な御指摘だと思います。今回、これは承認するとしても、きちんと申し送りをしていただくということが非常に重要だと思いますね。

ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

幾つか条件をつけましたけれども、これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第18号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長 ) 次に、第19号議案「平成25年度教育費補正予算について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員 ) 繰越明許費というのは、民間ではこういう勘定科目がないので何かなと思ったのですが。

管理部長 ) 当年度予算に計上してはいますが、工事そのものが来年度、4、5月になり、年度をまたいでしまいます。

委員長 ) 今年度の予算を来年度に移す。

スポーツ推進課長) 今年度中には支出しませんので。

木村委員) 繰り延べをするということですね。わかりました。特に問題ございません。

スポーツ推進課長) プールにつきまして、かなり機械類も老朽化しておりますので、そこで今、エコという形でそういう機械類を入れれば光熱水費も抑えられるかと考えております。

委員長) これはB & Gというグループがつくられたのですか。

スポーツ推進課長) はい。ブルーシー・アンド・グリーンランド財団が芦屋で海洋スポーツという形でプール施設の建物を建てられて、それを市へ無償譲渡しております。各自治体におけるB & Gの施設というものは全国にかなりの数がありまして、そこから助成金をいただきながら水泳普及等の運動に寄与しているというものでございます。

この都心でB & Gの施設があることは珍しいと思います。利用者も全国のB & Gの温水プール施設では全国的に、ずっとトップにいており、ランク的にもB & Gの評価というのはAランク評価にあります。

委員長) そういう施設を市が直すということなのですか。借りているのではなくて、譲渡されているのですね。わかりました。

スポーツ推進課長) ただ、B & Gのそういう活動自身には協力し、そういう傘下に入っていますので、事業はやっていく必要があります。

委員長) その施設の人員や教えたりする人たちはB & Gから派遣されているということなのでしょうか。

スポーツ推進課長) いいえ。

委員長) 関係ないのですか。

スポーツ推進課長) 関係ないです。

教 育 長 ) 箱物としてB & Gから譲渡を受けて、その譲渡を受けるときに、B & Gの思いについては芦屋市も受け継いでやっていくということになっています。もとは、あそこに市民プールがあったのですよね。

スポーツ推進課長) そうです、市民プールの子ども用プールがあったところです。

委 員 長 ) ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第19号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委 員 長 ) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

委 員 長 ) 日程第5 閉会宣言